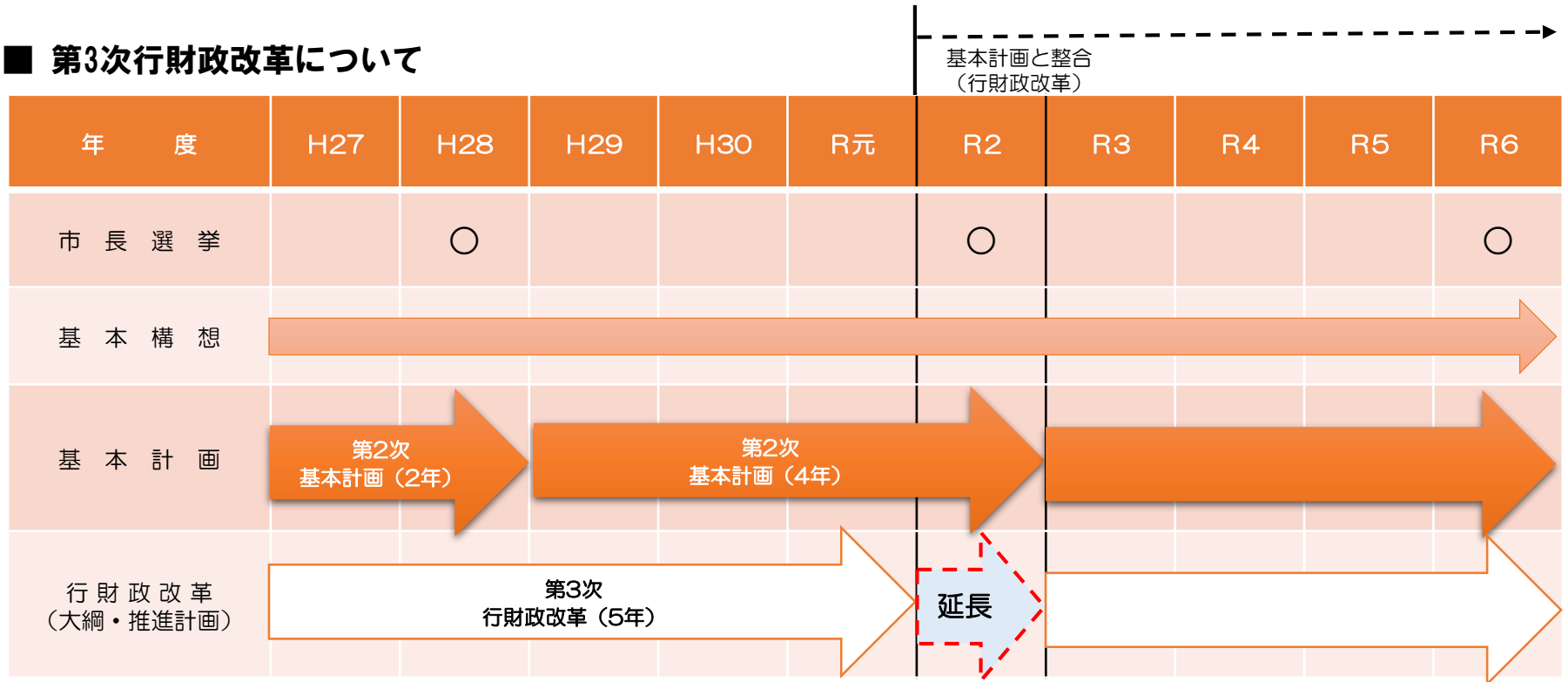


これからの行財政改革（策定方針）～第3次行財政改革大綱を継承～

第3次京丹後市行財政改革大綱は、令和2年度をもって取組期間が終了しますが、本市の財政状況は、依然として厳しい中、本市の豊かな未来発展のためには、第2次総合計画「基本計画」（以下「基本計画」という。）を着実に実行していく必要があるため、歳入歳出の両面において、引き続き行財政改革を計画的かつ適正に実施していく必要があります。

■ 第3次行財政改革について



※第3次京丹後市行財政改革大綱及び同推進計画については、基本計画と期間が異なっている中で、行財政改革に掲げる取組については、基本計画の推進と表裏一体の部分もあることから、同じ期間で取り組みを進めることが効率的・効果的であると考え、第5期行財政改革推進委員会に諮問し、議会の可決を得て、取組期間を令和2年度まで延長しています（H30年12月）。

～ 第5期行財政改革推進委員会意見 ～

- ① 行財政改革大綱と総合計画の取組期間を一致させるのであれば、次回以降についても取組期間を一致させるべき。
- ② 多くの項目があり行革を頑張っていることは理解しているが、取組項目が多くありすぎ解りづらい。
- ③ 項目の中には、これが行革の取組なのかと思ってしまう取組がある。

これからの行財政改革（策定方針）～第3次行財政改革大綱を継承～

■ これからの行財政改革について

基本計画と一体的に行財政改革の取組を進めていくため、行財政改革大綱を基本計画の「計画項目」として位置付け、個別計画として具体的な取組内容や実施スケジュール等を示した行財政改革推進計画を策定します。

R2

● 第3次行財政改革大綱（H27～R元）

| 改革が目指すもの | 改革への取組 |
|----------------------|--|
| 1 市民とともに進める協働のまちづくり | ① 市政への市民参画の推進 ② 多様な主体との協働・連携による公共サービスの提供 |
| 2 市民から見た行政満足度の向上 | ① 市民満足度の高い行政サービスの提供 ② 職員人材育成の充実 ③ 信頼される市役所づくり |
| 3 市民のための効率的・効果的な行政運営 | ① 組織の機能向上と効率化 ② 職員人件費の適正化 ③ 事務事業の最適化 ④ 民間委託等の推進 |
| 4 市民が安心できる健全な財政運営 | ① 健全な財政運営の推進 ② 透明で開かれた財政運営 |

※平成30年12月基本計画と一体的に行財政改革の取組を進めていくため、基本計画の期間に合わせて取組期間を令和2年度まで延長



推進計画は大綱に掲げる取組を進めるための計画として位置付け、具体的な取組内容や実施スケジュールを掲載

R2

◆ 第3次行財政改革推進計画（H27～R元）

大綱に掲げる取組を進めるため、**183の取組項目を設定**
（1協働：60項目・2行政：47項目・3効率：45項目・4健全：31項目）

● 第2次総合計画「基本計画」（H29～R2）

◆ 施策29「効率的・効果的な行財政運営」

| 施策の目標 | 施策の主な内容 |
|---|---------------------|
| ・市民や地域団体等との協働により、地域課題の解決や地域資源の有効活用などに向けた取組を進めます。 | ① 市民とともに進めるまちづくり |
| ・市民に対して、真に必要で、良質かつ利便性の高い行政サービスの提供などにより、市民満足度の向上をめざします。 | ② 市民満足度の高い行政運営と人材育成 |
| ・市役所において、組織の機能向上と効率化、職員人件費の適正化、事務事業の最適化などを推進します。 | ③ 効率的・効果的な行政運営の推進 |
| ・市民に対して、行政サービスを安定的・継続的に提供していくため、将来にわたって市民が安心できる健全な財政運営を実現します。 | ④ 持続可能な財政運営の推進 |